

とちぎ次世代経営者支援環境整備事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県産業政策課次世代産業創造室（以下、「県」という。）が行うとちぎ次世代経営者支援環境整備事業（以下、「本事業」という。）を円滑かつ適正に運営するため、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 次世代の経営者を育成する意欲のある経営者（以下、「とちぎ次世代育成経営者」という。）が、ベンチャーを起業した者、または予定の者が持つ課題等（経営、事業展開等に関する事）に対して、これまでに培った知識や経験に基づくアドバイス等を行うことで、ベンチャー企業の成長が促進することを目的とする。

(対象)

第3条 とちぎ次世代育成経営者として登録できる者及び本事業を利用できる者については、次の者とする。

- (1) とちぎ次世代育成経営者は、企業経営に携わる者、または経営者OBであること。
- (2) 本事業を利用できる者は、とちぎテックプランングランプリにエントリーしたチーム、またはエントリー予定の者（以下、「相談者」という。）。

(登録方法及び公開方法)

第4条 とちぎ次世代育成経営者としての登録を希望する者は、別記に定める要件を県宛てに電子メール等にて報告する。なお、とちぎ次世代育成経営者の登録は、ホームページでの掲載をもってかえる。

(報酬及び経費)

第5条 県は、本事業に係る報酬及び経費は支給しない。

(登録期間及び更新)

第6条 とちぎ次世代育成経営者の登録期間は3年とする。登録の取り消しの申し出がない限り、登録期間を1年ごとに自動更新するものとし、その後も同様とする。

(登録の取消し)

第7条 県は、とちぎ次世代育成経営者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) とちぎ次世代育成経営者から登録の取り消しの申し出があった場合
- (2) その他、県が登録の取り消しが適当と認めた場合

(利用方法)

第8条 相談者が本事業を利用する方法について、以下のとおり定める。

- (1) とちぎ次世代育成経営者へ相談を希望する相談者は、別記に加え、相談を希望するとちぎ次世代育成経営者を指名した上で、県へ報告する。
- (2) 県は相談者に対して、とちぎ次世代育成経営者の連絡先等を伝える。

(遵守事項)

第9条 とちぎ次世代育成経営者及び相談者は、本事業にて知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第10条 この要領に定めのない事項は、その都度、県が定める。

附 則

この要領は、令和2年12月18日から実施する。

別記(第4条)関係

1 要件(とちぎ次世代育成経営者)

- ・ 企業情報(会社名、代表取締役名、所在地、概要等)
- ・ 相談可能な分野(販路開拓、資金調達、試作開発等)

2 要件(相談者)

- ・ チーム情報(チーム名、代表者名、所在地、概要等)
- ・ 相談したい内容(販路開拓、資金調達、試作開発等)